主 文

本件申立を棄却する。

理 由

本件訂正申立の理由は、末尾添附の書面記載のとおりであるが、右申立は理由が ないものと認め、刑訴施行法三条の二、刑訴法四一七条一項に従い、裁判官全員一 致の意見により、主文のとおり決定する。

昭和二七年三月二九日

最高裁判所第二小法廷

茂			山	栗	裁判長裁判官
重		勝	谷	小	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官